

審査基準表

(令和5年度地域産業技術マーケティング支援事業業務委託)

審査項目	審査内容	配点
全体構成	本事業の趣旨を理解した上で、実効性のある企画構成となっているか。	15
	事業を実施することで、本県経済への波及効果が期待できるか。	15
効果的な事業の実施	相談等に対し、必要な助言等ができる機会を設けているか。	10
	独自提案の内容は、本事業の目的を達成するために効果的であるか。	10
	プログラムの実施スケジュールは適切か。	5
実施体制等の妥当性	コア技術を活用した研究開発の事業計画や課題に対して、県内外企業・研究機関等への用途探索や市場調査を実施するために必要な知見を有しているか。	10
	県内企業・研究機関等の情報を広く収集し、事業化に向けた支援が可能か。	10
	公衆衛生上の対策を十分に考慮した内容となっているか。	5
	業務実施に必要な人材や体制が確保されているか。	10
実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5
経済性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	5
合計		100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である180点（満点300点6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である180点（満点300点6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案